

第3講座「学校図書館の歩み～「人」をめぐる歴史と展望」

講師：野村 邦重 氏^{※1}

○日本の学校図書館の歩みを、1. 前史：黎明期、2. 草創期：学校図書館の誕生、3. 低迷・胎動期、4. 前進期、5. 進展期Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ の時代区分の中で現状を捉えた。

1. **前史：黎明期**では、大正自由教育の中で学校図書館誕生の萌芽が見られた。

2. **草創期：学校図書館の誕生**では、敗戦後の占領政策の中で、アメリカの学校図書館の考え方や政策が導入されていくが、「新教育指針」に見られるように、大正自由教育の再生・発掘・再評価が行われ、国民の「新教育」への期待と読書熱の高揚と相まって、学校図書館の誕生となる。

●「学校図書館法」1953 制定時の混乱とつまずきが、大きな課題となる。

●司書教諭：「充て職」規定、50 年間放置 1953～2003

●学校司書：規定なし、61 年後に法制化（努力規定） 2014

○法の制定前から民間ベースで「学校司書」の配置が進む。 1952～ 532 人

1957～4000 人を超える

3. **低迷・胎動期**では、朝鮮戦争を契機に、占領政策が「民主主義国家の建設」から「反共の防波堤」へと転換され、教育は学習指導要領が「告示」となり「系統主義」教育となる。

「金がない、人がいない」中で、多くの学校図書館は本の物置となり放置される。

○そういう中でも、「全国SLA」は学校現場での理論と実践の蓄積を図っていく。

また、子ども文庫・家庭文庫の運動（1960 年代後半）や図書館づくり市民運動（1970～1980 年代）の隆盛の中で、市民運動として小・中学校での学校司書の配置が進められていく。

4. **前進期**では、高度経済成長の終焉を迎え、中教審答申で「第三の教育改革」がうたわれる。

そこでは、「自ら考え、正しく判断できる力」を持つ児童生徒の育成、「自ら学ぶ力」「自主的、自律的に生きる力」が重視される。そして学校図書館の果たすべき役割について再認識されるようになる。

○高等学校での学校司書の配置と理論と実践の蓄積→「学校図書館問題研究会」へ 1985

○「学校図書館を考える会」～全国各地で学校司書の配置促進の運動の展開 1990 前後から
「学校図書館に人を！」の運動の広がり

●学校図書館法改正の動きが度々起きるが、学校図書館職員の在り方をめぐって、見解の相違、不一致・対立が生まれ、頓挫する。 1970 年代から現在に至る。

○「全国SLA」：「学ぶ者の立場に立つ教育を一教育改革への提言」 1985

<転換点> 「学校図書館憲章」 1991 「自学能力を高める教育」

「学校教育の中核的な機関」

5. 進展期Ⅰ（図書整備）

- 「学校図書館図書標準」設定 1993
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（第1次） 1993～1997

6. 進展期Ⅱ（司書教諭：12学級以上に必置）

- 「学校図書館法」改正 1997 2003 完全実施 ●学校司書には触れず。
- 「学校図書館宣言」 1999 国際図書館連盟・ユネスコ共同
- 「子ども読書年」・「国際子ども図書館」設立 2000
- 「子どもの読書活動推進に関する法律」 2001 子どもの読書活動推進計画の策定
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（第2次） 2002～2006
- 「文字活字文化振興法」 2005
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（第3次） 2007～2011
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（第4次） 2012～2016

「学校図書館図書整備新5か年計画」（野村 2017）

	図書整備	新聞購入	学校司書
第1次 1993～1997 (H5～H9)	●約500億円 (毎年約100億円) 蔵書×1.5目標 司書教諭12学級以上 配置	1993 図書標準 1997 学図法改正 1998 学指：総合的な学習	
第2次 2002～2006 (H14～H18)	●約650億円 (毎年約130億円) 増加冊数分：継続	2000 子ども読書年 2001子ども読書推進法 2005文字活字文化振興法	
第3次 2007～2011 (H19～H23)	●約1000億円 (毎年約200億円) 増加冊数分+更新分	2007 教育基本法改正 2008 学校教育法改正 2008学指：言語活動の充実	2009 子どもの読書 サポートーズ会議 2010 国民読書年 2011 国民の読書推進 協力者会議
第4次 2012～2016 (H24～H28)	●約1000億円 (毎年約200億円) 増加冊数分+更新分	●約75億円 (毎年約15億円) 2014 学図法改正 2014 資質能力向上：報告 2016 整備充実：報告	●約750億円 (毎年約150億円) 司書教諭+学校司書 協働 モデルカリキュラム
第5次 2017～2021 (H29～)	●約1100億円 増加分：約325億円 更新分：約775億円 2020 学指： 主体的・対話的で深い学び	●約150億円 (毎年約30億円) 小1紙、中2紙 高4紙 メディアの充実	●約1100億円 (毎年約220億円) 小中：1.5校に1名 人の配置

●地方交付税措置のため、その運用は地方自治体任せとなる。

そのため、図書整備と学校司書の配置に大きな格差が生まれる。

教育現場からの声（学校・PTAなど）と市民運動が、大きな鍵となる。

7. 進展期Ⅲ（学校司書の法制化）

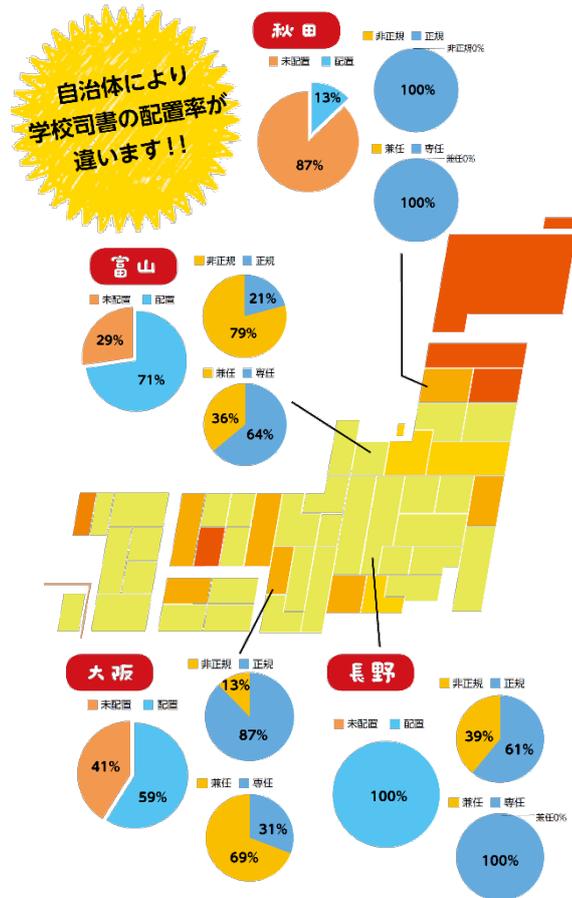
- 「学校図書館法」改正 2014 学校司書の明文化 ●努力義務規定
- 「学校図書館ガイドライン」=新しい学校図書館基準を示す
「学校司書のモデルカリキュラム」 2016
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（第5次） 2017～2021

司書教諭、学校司書の配置状況

文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」
2020年5月1日現在 ()内は全国平均

北海道

	司書教諭		学校司書
	12学級以上	11学級以下	
小学校	98.9% (99.4%)	12.5% (30.7%)	24.8% (69.1%)
中学校	98.9% (98.8%)	13.5% (31.0%)	33.9% (65.9%)
高校	95.4% (98.5%)	16.2% (38.7%)	6.2% (66.4%)



文部科学省平成24年度「学校図書館の現状に関する調査」
日本高等学校教職員組合2013年度「学校図書館に関する基本調査」
※配置の数値が異なるのは、日高教調査では、団体職員・ボランティア等を含めていないため。

	2012年文部科学省調査		2012年日高教	
	学校数	配置率 (%)	正規率 (%)	専任率 (%)
全 国	3602	71.0		
北海道	244	13.5		
青森県	59	13.6		
岩手県	65	6.2		
宮城県	79	94.9	99	82
秋田県	53	52.8	0	100
山形県	47	100		
福島県	88	69.3	85	100
茨城県	99	50.5		10
栃木県	62	100		
群馬県	69	100	69	
埼玉県	152	100	84	99
千葉県	132	84.5		
東京都	189	85.2		
神奈川県	158	98.0		
新潟県	89	75.3		
富山県	41	90.2	21	
石川県	45	95.6		
福井県	31	83.9		
山梨県	33	100		
長野県	86	95.3	57	100
岐阜県	66	97.0	73	97
静岡県	99	75.8	31	29
愛知県	163	46.0	52	20
三重県	57	100		
滋賀県	48	100	67	82
京都府	55	83.6	96	100
大阪府	162	43.2	88	34
兵庫県	160	40.6	57	22
奈良県	35	82.9		
和歌山県	38	89.5	93	100
鳥取県	24	100		
島根県	36	100	47	100
岡山県	67	80.6		
広島県	92	3.3		
山口県	57	42.1		0
徳島県	33	100		
香川県	32	100	75	100
愛媛県	50	58.0		
高知県	35	88.6	100	
福岡県	104	98.1		
佐賀県	36	100	0	100
長崎県	57	36.8		
熊本県	57	98.2		
大分県	45	100		
宮崎県	42	81.0		
鹿児島県	71	98.6		
沖縄県	60	100		

学校司書（高校）の配置状況 「いつでもおいで！学校図書館」
日本高等学校教職員組合（日高教）学校司書部 2013

↑ 配属された司書の内、正規率と専任率

第3講座

- 「教育の機会均等」「教育の平等性」が保障されていない実態となっている。
- すべての学校に「学校司書」の配置を！～「人がいる学校図書館」へ
読書推進と学校図書館の活用のために、「学校司書」の配置は必須である。
- 高校の「学校司書」は、小・中学校に先んじて国の施策で「必置」として実施すべきである。
「専門・専任・正規」の職員として。

8. 学校図書館の今後の展望

- 「充て司書教諭」で、学校図書館の専門的職務を掌ることができるのか。
- 司書教諭・学校図書館担当者と学校司書が協働して、学校図書館の活用を促進する。
＜理論と実践の交流と蓄積：発信＞
- 「学校図書館の教育上の使命」「目指すべきありかた」について議論を深める。
- 学校図書館職員の在り方について議論を深める。 ＜共通理解と大同団結＞
- よりよい教育の充実を目指して、市民運動として学校図書館の充実を進める。
地方自治体レベルの運動～学校司書の配置促進
国の制度化～学校司書の必置、「専門・専任・正規」

9. 「人」の問題：将来構想として（私案）

- 「充て司書教諭」の廃止、「司書教諭」資格を持った「図書主任」の設置
- 「学校司書」資格の等級付け（行政職）
 - 「学校司書1級」 司書資格＋学校司書講習 高校、小・中学校
 - 「学校司書2級」 学校司書講習 小・中学校
- 「専任司書教諭」資格（教育職）：高校 「学校司書1級」＋教員資格
- 小・中学校 図書主任（統括）＋学校司書1・2級
→ 専任司書教諭（統括：図書主任を兼ねる）＋学校司書1・2級
- 高校 図書主任（統括）＋学校司書1級
→ 専任司書教諭（統括：図書主任を兼ねる）＋学校司書1級

※1 野村邦重 全国学校図書館協議会 学校図書館スーパーバイザー
北海道学校図書館協会 事務局次長
北海道教育大学・國學院大學北海道短期大学部 非常勤講師

■配付資料の一部訂正について（2021.10.25）

「8-4. 学校図書館の今後の展望 司書教諭と学校司書は、車の両輪」の一番下の行、
「職務を総括する「司書教諭」と補佐の「学校司書」：「協働」で、2職種で支える。」を削除し、次のように表記する。

「「司書教諭」と「学校司書」は、対等の関係で「協働」して、学校図書館の運営に当たる。」

これは、学校図書館法第5条「司書教諭」で「学校図書館の専門的職務を掌る」とあり、同第6条「学校司書」で「専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定されている。この規定は、学校図書館の管理運営上の主は「司書教諭」で、従は「学校司書」との理解・誤解を招く恐れがある。法的規定の性格上、2職種をそのように規定せざるを得ないと思われるが、現状と将来の方向性を考え、表記を訂正する。当初の表記は、法の上ではそう規定されているが、実際にはこうあるべきだとの意ではあるが、誤解を招くとの指摘があり、言葉足らずで不適切と判断した。

「司書教諭」と「学校司書」は、主従の関係ではなく、2職種は「対等の関係」の中でこそ、協力して力を発揮し、学校図書館の活用が図られるのである。現状では雇用形態や身分の不安定さ、立場の違い（教諭と職員）はあるが、それを超えて「子どもたちの未来のために」協力・協働することが求められている。ましてや實際上、学校図書館の運営を掌るのは「学校司書」とならざるを得ない現実がある。お互いの立場・役割・業務上の分担を明確にして、学校図書館の活用を図るのである。そのためには、当然のことながら、お互いがよく話し合い、理解し尊重し合いながら、仕事を進めていくことが求められている。